

2021 年度（令和 3 年度）

第 3 回福山市地域コミュニティ推進懇談会 次第

日時 2021 年（令和 3 年）11 月 23 日（祝・火）
10:00～12:00
会場 福山市役所本庁舎 3 階大会議室

テーマ「地域の新たな担い手の発掘」

1 事例発表（10:05～10:20）

- ・高島学区での取組事例について

（高島学区まちづくり推進委員会 藤井省治 委員長/10 分）

- ・福山市女性連絡協議会における会則の変更について

（福山市女性連絡協議会 事務局長 藤井真弓 委員/5 分）

2 意見交換（10:20～11:40）

司会・進行：渡邊座長

- ・話し合いの視点，進め方，時間配分の説明（渡邊座長）（5 分）
- ・意見交換（60 分）
- ・発表（9 分/3 分×3）
- ・質疑（6 分）

○講評（櫻井アドバイザー）（10 分）（11:40～11:50）

○全体を通しての質疑（3 分）（11:50～11:53）

○まとめ（渡邊座長）（5 分）（11:53～11:58）

○事務連絡（11:58～12:00）

2021年度（令和3年度）

第3回福山市地域コミュニティ推進懇談会 出席者名簿

（委員）

いのうえ まこと 井上 誠	地域づくり塾修了者（御幸学区）
こはたけ おさむ 小葉竹 靖	福山市市民局長
どうじょう しゅんじ 道城 俊二	福山市PTA連合会幹事
はしもと てつゆき 橋本 哲之	福山市社会福祉協議会会長
ひらおか けんじ 平岡 顕治	中間支援組織（NPO法人ひとまちスタジオ理事長）
ひろたかなめ 廣田 要	福山明るいまちづくり協議会会長
ふじい まゆみ 藤井 真弓	福山市女性連絡協議会事務局長
ふるたに てらあき 古谷 輝昭	福山市老人クラブ連合会副会長
まむろ あけみ 真室 明美	福山市福祉を高める会連合会副会長
むらた まさお 村田 政雄	福山市公衆衛生推進協議会副会長兼事務局長
よしだ みさ 吉田 美砂	福山市子ども会育成協議会事務局長
よりたか えいき 寄高 英樹	地域づくり塾修了者（光学区）
わたなべ かずなり 渡邊 一成	福山市立大学都市経営学部学部長

（五十音順）

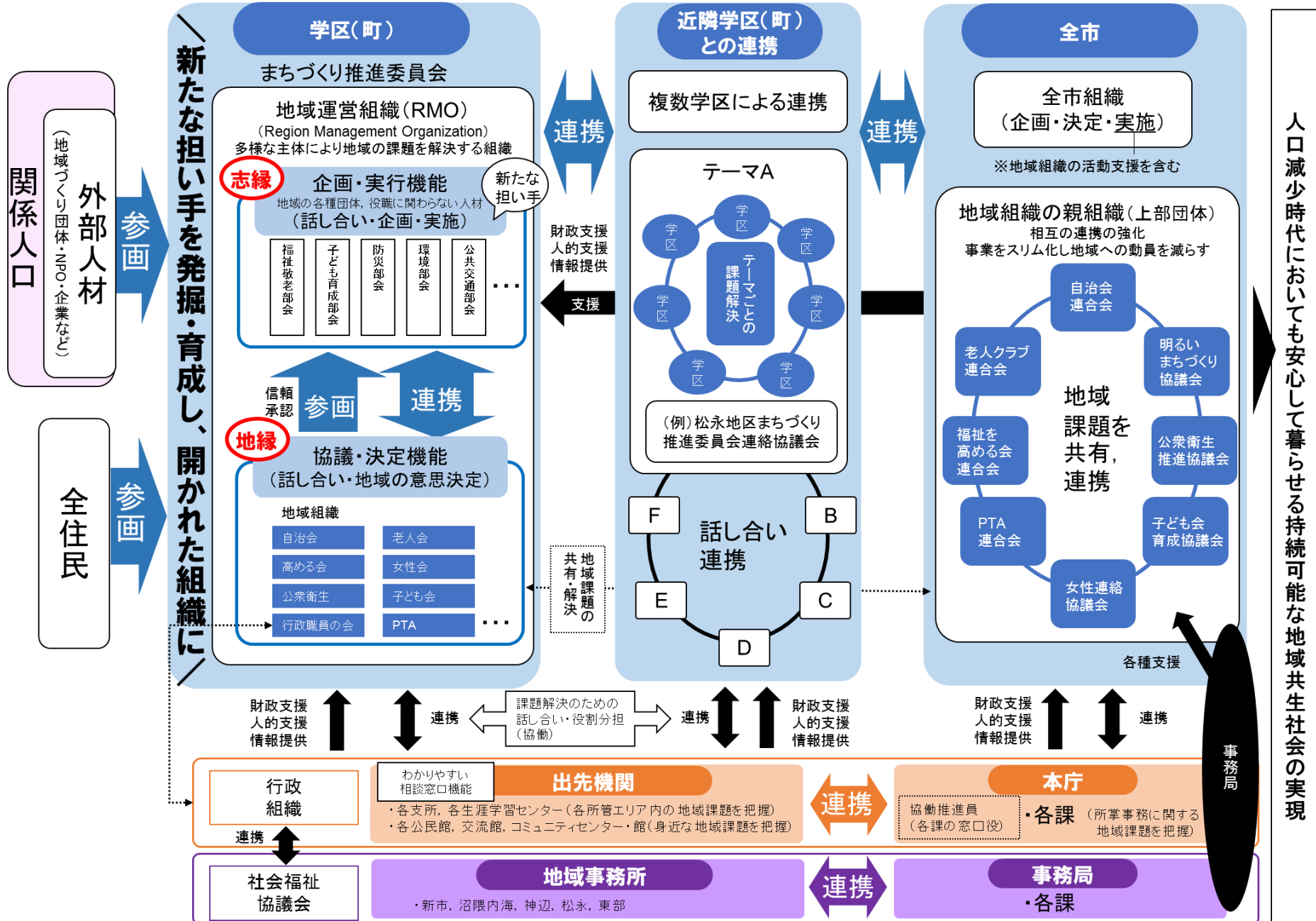
（アドバイザー）

さくらい つねや 櫻井 常矢	福山市持続可能な地域コミュニティ形成に関する 政策アドバイザー（高崎経済大学地域政策学部教授）
-------------------	--

（事務局）

松浦 葉子	福山市市民局まちづくり推進部長
安原 洋子	福山市市民局まちづくり推進部参与
甚田 温子	福山市市民局まちづくり推進部まちづくり総務課長
樫山 正弘	福山市市民局まちづくり推進部まちづくり総務課次長（調整担当）
高橋 美圭	福山市市民局まちづくり推進部まちづくり総務課主事

【人口減少時代の地域コミュニティのかたち ～みんなで共に創るまちへ～】



出典:「人口減少時代の地域コミュニティのあり方報告書～持続可能な地域共生社会に向けて～」

福山市女性連絡協議会会則

第 1 章 総 則

(名称・事務局)

第1条 本会は、福山市女性連絡協議会といい、事務局を福山市草戸町5丁目2番3号男女共同参画センター内に置く

(目 的)

第2条 本会は、女性の教養及び地位の向上、青少年の健全育成、人権尊重、家庭並びに社会における民主的生活の実践、地域社会の福祉増進、国際化と世界平和の確立等につとめ、男女共同参画による活力と個性ゆたかな地域社会の建設を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 市内の学区女性会の連携及びその他の女性団体との連絡調整に関する事。
2. 市民生活の向上をめざし、家庭生活の合理化を促進すること。
3. 女性の教養及び地位向上に関する事。
4. 女性及び子どもの福祉、環境に関する事。
5. その他必要と認められる事。

(構 成)

第4条 本会は、福山市内の学区女性会並びに入会を希望する人をもって組織する。

第 2 章 役員とその選出

(種 別)

第5条 本会は、次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名

事務局員（会計2名・書記2名・災害1名）を以て事務局という。

理事（学区会長及び学区会長相当の代理）

(任期・選出)

第6条 1. 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。

2. 会長及び副会長は、新旧の理事会で理事の中から選出し総会において承認を得る。

3. 事務局長は、会長が委嘱し、総会において承認を得る。

4. 事務局員は、会長が委嘱する。

5. 理事は、学区会長及び学区会長相当の代理がその任にあたる。

6. 第1項の規定にかかわらず、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会の運営委に関して必要のつど相談に応じる。

第 3 章 役員の仕事

第8条 会長は、本会を代表し、総会・理事会その他の会議を招集するとともに、業務を総括する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

第10条 事務局長は、会長を補佐し本会の事務及び運営にあたる。

第11条 事務局は、会長及び事務局長から指示された事項等、本会の会務についての処理にあたる。

第12条 会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理する。

第13条 災害担当は、災害見舞金制度に基づいてその業務を統括する。

第14条 理事は、会長が必要と認めた事項について審議するとともに、事業遂行の任にあたる。

第 4 章 監査委員

(選出・職務)

第15号 監査委員は、総会において代議員の中から2名選出する。

第16条 監査委員の任期は1期2年とする。

第17条 監査委員は、本会の会計・災害を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第18条 監査委員は、他の役職を業務しない。

第 5 章 会議

(種別・招集)

第19条 本会の会議は、事務局会、理事会、代議員会、総会とする。

第20条 事務局員は、会長・副会長とともに事務局会を組織し、会務の執行にあたる。

第21条 理事会は 理事をもって構成し、会の運営及び事業遂行のために原則として毎月1回開くものとする。

第22条 会長は、理事または代議員の三分の一以上が会議の目的事項を示して請求があった場合は、会議を招集しなければならない。

第 23 条 本会の事業を効率的に遂行するために、理事会に次に掲げる専門部会を設置する。

1. 政治
2. 環境
3. 教育
4. 福祉

第 24 条 専門部会の任期は、1 期 2 年とする。

第 25 条 総会は、学区女性会から選出された代議員をもって構成し、毎年 1 回定期総会を開くとともに、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。止むを得ない場合は、理事会をもって臨時総会に代えることができる。ただし、代議員の数は、会員数 100 名までの学区女性会にあつては 1 名とし、200 名までを 2 名とし、200 名をこえるごとに 1 名の増とする。総会は、次に掲げる事項について審議決定する。

1. 事業報告
2. 予算及び決算
3. 活動方針及び事業計画
4. 役員承認
5. 監査委員の選出
6. その他重要な会務

(総会の構成員・定足数)

第 26 条 1. 総会は本会の役員をもって構成し、最高決議機関として 6 月末日までにこれを開き第 25 条に定められた事項を議決する。
2. 総会は役員のおよそ三分の二以上の出席がなければ開会することはできない。ただし出席できないものは、事務局まで表決を連絡した場合は出席したものとみなす。
3. 総会における議長は、出席役員の中から選出する。

(議 決)

第 27 条 会議の議事は、主席役員のおよそ半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は、理事又は会員として議決に加わる権利を有しない。

第 6 章 会 計

(会計年度経費)

第 28 条 本会の経費は、次の経費をもってあてる。

1. 会 費
2. 事業収入
3. 補助費
4. その他

第 29 条 本会の会費は、総会において決定、学区女性会は会員数により毎年 5 月 30 日までに会員 1 名につき 120 円を納入する。

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 災害見舞金制度

第 31 条 災害見舞金制度の支給規定は別に定める。

第 8 章 改 正

第 32 条 この改正は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第 9 章 細 則

第 33 条 この会則に定めるものの他必要な事項は、別にこれを定めることができる。

付 則

この会則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○福山市女性連絡協議会会則 新旧対照表

新	旧
<p>(構成)</p> <p>第4条 本会は、福山市内の学区女性会<u>並びに入会を希望する人</u>をも って組織する。</p> <p>(略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この会則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 本会は、福山市内の学区女性会をもつて組織する。</p>